

届出基準一覧表

届出対象 (要事前協議)	一般地域	届出対象規模		
		景観形成重点地区		
	大分空港周辺地区	鶴川地区	世界農業遺産モデル地区	山岳寺院文化地区 (自然公園特別区(は国・県へ))
建築物の新築、増築、改築、移転、もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの、または、延べ床面積500m ² を超えるもの		延べ床面積10m ² を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築、移転、もしくは模様替え又は色彩の変更	塔上工作物、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設 ／高さ10mを超えるもの ／高さ5mを超えるもの ／高さ1.5mを超えるもの ／高さ10mを超えるもの ／高さ10mを超えるもの ／高さ10mを超えるもの （一団の土地、または、水面に設置されるものであつて、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）	塔上工作物、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設 ／高さ5mを超えるもの、または、築造面積10m ² を超えるもの ／高さ1.5mを超えるもの 太陽光発電施設 ／バケル面合計面積が10m ² を超えるもの （一団の土地、または、水面に設置されるものであつて、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）	塔上工作物、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設 ／高さ5mを超えるもの、または、築造面積10m ² を超えるもの ／バケル面合計面積が10m ² を超えるもの （一団の土地、または、水面に設置されるものであつて、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）	塔上工作物、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設 ／高さ5mを超えるもの、または、築造面積10m ² を超えるもの （一団の土地、または、水面に設置されるものであつて、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）
木竹の伐採又は植栽	延べ面積1,000m ² を超えるもの (ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く)	延べ面積1,000m ² を超えるもの (ただし、維持管理の行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く)	高さ1.5mを超えるもの、または、面積50m ² を超えるもの	高さ1.5mを超えるもの、または、面積50m ² を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	高さ2mを超える、かつ、面積100m ² を超えるもの 開発面積3,000m ² を超えるもの	高さ2mを超える、かつ、面積100m ² を超えるもの 開発面積3,000m ² を超えるもの	高さ2mを超える、かつ、面積100m ² を超えるもの 開発面積3,000m ² を超えるもの	高さ2mを超える、かつ、面積100m ² を超えるもの 開発面積3,000m ² を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘 その他の土地の区画形質の変更	面積1,000m ² を超える、かつ、のり面の高さ2mを超えるもの			

※5,000m²以上の土地に太陽光発電設備等を設置する場合には、地元住民(行政区)等への説明会の実施の後に、市への事前の届出が必要となります。

「国東市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」担当課 政策企画課 政策係:0978-72-5161